

大なる敵を前にして、兄弟お互に争ふことはあらずめなくてはならない、組合労働者が己れの組合の殻の中でのみ止つてゐて、どうして大なる飛躍が出来るやう俺達と同じ工場て手を握り合つて確かり大地を踏み占め勇敢に大膽に力強く前進を續けなくてはならない、本聯合會は今、關東に於ける機械工業労働者の組合の聯合だが此の聯合が同一産業労働者の全國的聯合の素地となり總ての労働團體と連絡提携し進んで全世界の労働者の大團結に到達せんことを究極の目的とする。(どうして争はずか)

大正十一年四月廿九日
 機械労働組合聯合會
 宣言
 大正十一年四月廿九日

機械労働組合聯合會規約

第一章 總則

第一条 本聯合會ヲ機械労働組合聯合會ト稱ス

第二条 本聯合會ハ産業自治ノ實現ヲ圖爲スニ組織ナキ労働者ニ組織ナリ共進ノ利益ニ依リ固ニ行動ヲ取ルコトヲ以テ目的トス

第三条 本聯合會ハ機械工場労働者ヲ以テ組織シ、此産業別及ハ職業別労働團體ヲ以テ組織ス

第四条 本聯合會ハ加盟團體共通ノ利益ヲ圖ルコトノ外ハ加盟團體ノ内部自治ニ干渉スルコトヲ得ス

第五条 本聯合會本部ヲ東京ニ置ク

第六条 本聯合會規約ハ大會ノ決議ヲ經テ非ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七條 本聯合會ニ左ノ機關ヲ置ク
 一、大會
 二、中央委員會
 三、執行委員會

第八條 大會ハ代議員ヲ以テ組織シ、毎年一回ノ開會ヲ執行委員ノ召集ス

第九條 代議員選出方法及代議員數ハ中央委員ニテ決定スルモノトシ、代議員ノ任期ハ大會開催中トス

第十條 中央委員會ハ中央委員ヲ以テ組織シ、大會ヨリ次期大會ニ至ル期間、決議權ヲ有シ三月ニ